

岩手県外医療機関で受けた新生児聴覚検査費用の助成について

盛岡市では、岩手県外の医療機関等で新生児聴覚検査を受検された方について、別途申請により 5,000円を上限として、負担いただいた費用の一部を償還払い方式で助成します。申請手続きは以下のとおりです。

1 助成の対象となる方

- (1) 当該新生児の保護者が、盛岡市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 盛岡市の新生児聴覚検査受検票の交付を受けている者であること。
- (3) 聴覚の検査を県外の医療機関又は助産所で受けた者であること。

2 検査について

- (1) 検査費用を新生児の保護者が全額支払いし、医療機関から領収書及び診療明細書を発行してもらいます。その場合、**新生児聴覚検査ということがわかる領収書（保険適応外で、全額自己負担したもの）であることが必要です。**対象となる聴覚検査は、自動聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査、聴性脳幹反応検査のいずれかとなります。
- (2) 受検票に、**結果と検査年月日、医療機関等の記載を**してもらいます。

※医療機関宛て別紙を医療機関に提出し、新生児聴覚検査が実施可能な医療機関に限ります。

3 申請窓口

- (1) 盛岡市保健所 2階 母子健康課
- (2) 玉山総合事務所健康福祉課

4 提出書類

- (1) 新生児聴覚検査受検票（医療機関で記載した原本）
- (2) 領収書及び診療明細書（原本）
- (3) 新生児聴覚検査費助成事業申請書及び請求書（見本を参照）

5 持参するもの

- (1) 母子健康手帳（新生児聴覚検査の状況が記載しているページを確認するため）

6 申請の期限 生後1年以内とします。

7 申請から助成までの流れ

受理後審査⇒承認⇒決定通知⇒助成金支給（口座振込）まで 1～2か月かかります。

<担当 問合わせ先>盛岡市子ども未来部 母子健康課

住所：盛岡市神明町3番29号

電話：019-603-8303